

報告 3

白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白井市国民健康保険税条例（昭和 32 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「66 万円」を「67 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「66 万円を「67 万円」に改め、同項第 2 号中「30 万 5 千円」を「31 万円」に改め、同項第 3 号中「56 万円」を「57 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の白井市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。